

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>報酬告示第9の16の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第10の11の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>①～⑲ (略)</p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第11の15の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(一) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費(I)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。</p> <p>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に</p>	<p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>①～⑲ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(一) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費(I)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。</p> <p>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に</p>

改正後	現行
<p>限り算定することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。</p> <p>(ア) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合</p> <p>(イ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合</p> <p>(ウ) 休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合</p> <p>また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合をいう。)に応じ、基本報酬を算定する。</p> <p><u>なお、就労移行支援を経て企業等に雇用された後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。(以下イにおいて同じ。)</u></p> <p>イ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定</p>	<p>限り算定することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行者として差し支えない。</p> <p>(ア) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合</p> <p>(イ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合</p> <p>(ウ) 休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合</p> <p>また、就労移行支援サービス費(Ⅰ)は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合(当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合をいう。<u>以下「イ」において同じ。</u>)に応じ、基本報酬を算定する。</p> <p>イ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定</p>

改正後	現行
<p>規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合（<u>当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の最終学年の利用定員で除して得た割合をいう。</u>）に応じ、基本報酬を算定する。</p> <p>(二) 指定を受けた日から2年間の就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年</p>	<p>規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費(Ⅱ)は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合に応じ、基本報酬を算定する。</p> <p>(二) 指定を受けた日から2年間の就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年</p>

改正後	現 行
<p>度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>なお、指定を受けた日から2年目において、前年度又は<u>指定を受けた日から1年間の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度又は指定を受けた日から1年間の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。</u></p> <p>② (略) (削る)</p>	<p>度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>なお、指定を受けた日から2年目において、前年度の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>就労定着支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(一) <u>報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから6月を経過した日、12月を経過した日又は24月を経過した日が属する年度における就労定着者の数で算定すること。</u></p> <p>(二) <u>注中「イからハマまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者」とは、就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上、12月以上又は24月以上雇用されている者又は雇用されていた者であること(ただし、就労継続支援A型事業所等に雇用された者又は雇用されていた者は除く。)</u></p> <p>(三) <u>注中「利用定員」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の前年度における数であること。</u></p> <p>(四) <u>報酬告示第12の3における就労定着者の定着率の算定に当たって、注中における算定の際、各計算において小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下第1位を四捨五</u></p>

改正後	現 行
<p>③ 初期加算の取扱いについて (略)</p> <p>④ 訪問支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑥ 食事提供体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑦ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p>	<p><u>入すること。</u></p> <p><u>(五) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算について、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。</u></p> <p><u>(六) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算については平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。ただし、就労定着支援の指定を受けた日以降は、就労定着支援体制加算は算定できない。</u></p> <p>④ 初期加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑧ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p>

改正後	現行
<p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑪ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑫ 移行準備支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑬ 送迎加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑮ 通勤訓練加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑯ 在宅時生活支援サービス加算について (略)</p> <p>⑰ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第12の18の福祉・介護職員等特定処遇改善加算につ</u> <u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費 ①・② (略)</p>	<p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑬ 移行準備支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑯ 通勤訓練加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算について (略)</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費 ①・② (略)</p>